

＝ 講演会へのお誘い ＝

宮城女性九条の会 第37回 憲法講座

九条に3項を加えるとはなるもの？

～安倍改憲のわらいは～

5月3日、安倍首相は2020年の施行をめざして、いきなり、9条改憲を明言しました。「1・2項に加えて、3項に自衛隊を明記するだけ。これまでと何も変わらない」と。

これに対し、野党・一部マスコミ・有識者は一斉に反発。「首相の立場をわきまえない改憲発言！」と強く抗議し、その内容についても「何も変わらないどころか1・2項がないと同じことになる」と警告しています。

どんな憲法を持つかは私たち主権者が決めることです。安倍政権の本質と、その危険性についてお話していただきます。

講 師：佐久間 敬子 氏 (弁護士)

と き：2017年11月12日(日) 13時30分～15時30分

と ころ：仙台市市民活動サポートセンター 研修室5(4階)
仙台市青葉区本町二丁目8-15 電話 022-212-3010

交 通 案 内：地下鉄は、地下鉄広瀬通り駅。西5番の出口を出てすぐ右手のビル。
バスは、電力ビル前または商工会議所前で下車。東二番丁通りと
広瀬通りの西北角から西へ二つめのビル。出入口のガラス戸に市民活
動サポートセンターの表示があります。裏面に地図があります。

参 加 費：300円

主 催：宮城女性九条の会(仙台市青葉区上杉2-1-10 仙台YWCA会館内)

連絡先：☎090-5832-6836(鹿戸) ㊟022-241-0429(門脇)

《講師プロフィール》

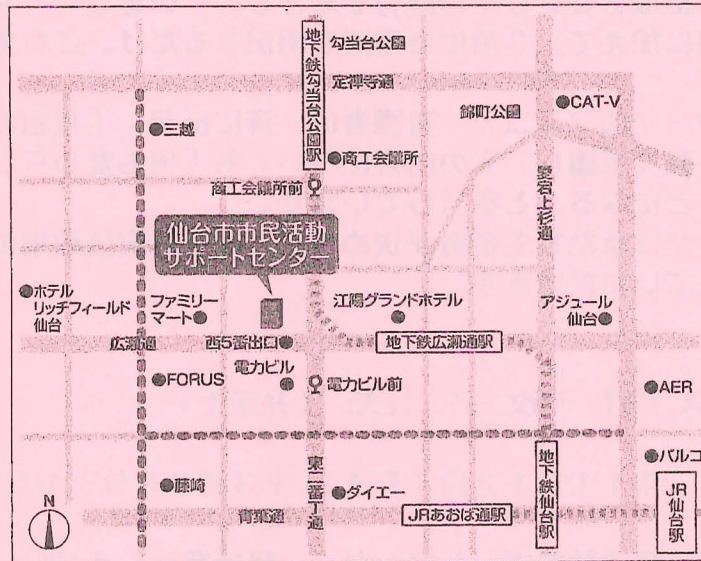
弁護士(経験40年)

主な業務 民事事件(破産、多重債務、離婚、親子関係、交通事故、セクハラ、保険金請求など)

行政関係審議会 元 宮城地方最低賃金審議会委員
元 宮城労働局個別紛争調整委員会委員
聴 東北地方年金記録訂正審議会委員

弁護士会関係 元 仙台家庭裁判所委員会委員
聴 仙台弁護士会憲法委員会委員
聴 東北女性弁護士9条の会事務局

案内図



ご来館は公共交通機関をご利用ください。

- 地下鉄「広瀬通駅」西5番出口すぐ ●バス「商工会議所前」から徒歩3分・「電力ビル前」から徒歩2分
- 当施設に駐車場・駐輪場はございません。お車や自転車でお来館される方は、周辺有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

※路上駐車は周辺の迷惑となりますのでおやめください。

仙台市市民活動サポートセンター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目1-3

TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

<http://www.sapo-sen.jp>

●開館時間・・・平日：午前9時～午後10時 日曜・祝日：午前9時～午後6時

●休館日・・・年末年始(12/29～1/3)及び第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日の木曜日)

※施設・設備点検等のため